

東京弁護士会141年の歴史を振り返り、改めて弁護士会の使命を
自覚する会長談話

2021年7月30日

東京弁護士会 会長 矢吹 公敏

東京弁護士会は明治13年(1880年)7月31日に東京代言人組合が設立されたことに組織としての端を発し、同年から数えると今年で141年目を迎えることとなります。その後明治25年に旧弁護士法が成立し、翌26年5月27日に会員407名を擁して東京弁護士会が設立しました。

代言人組合設立時から、検事正の監督を受けつつも独立した弁護士会運営を模索していることが窺えますが、その後、日清日露戦争、2つの世界大戦、そして敗戦を経験し、戦後、我が国は、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を謳う日本国憲法を制定しました。また、この新憲法の下で新しい弁護士法が制定され、その第1条において「基本的人権の擁護と社会正義の実現」が弁護士の使命と明記されると同時に、そのための弁護士の自治が認められ、今日を迎えています。

時代は変わっても弁護士や弁護士会に本質的に求められているのは、市民一人一人の自由、人権を護ることです。私たち東京弁護士会は、140年を超える会の歴史に思いを致し、弁護士の使命である市民の基本的人権の擁護と社会正義の実現のために更に努力していきたいと考えております。

以上